

## 別表六の二（二）の記載の仕方

### 1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の91第1項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）若しくは第68条の93の3第1項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 当期において令和2年旧法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第64条の4第1項から第3項まで（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算））の規定により令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別益金

額又は個別損金額を計算する場合に限りです。）又は令和2年旧措置法第68条の62の2第1項及び第5項（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「連結所得金額又は連結欠損金額2」は、これらの規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載します。

### 2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、連結親法人又は連結子法人が令和2年改正前の地方法人税法第12条第2項（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「課税標準法人税額17」は、別表一の二「4」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。